

おくやみハンドブック

八潮市



ご親族のご逝去に心からお悔やみ申し上げます。

八潮市では、ご遺族の方が届出などをしなければならない市役所関係の手続きと、一般的な市役所以外の手続きについて、ハンドブックを作成いたしました。

このパンフレットが、少しでもご遺族の皆さんのお役に立てれば幸いです。

八潮市役所

〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

☎048-996-2111（代表）

目次

ご遺族の1年間の手続き	P 2
チェックリスト	P 3-4
1.住民登録に関する手続き	P 5-6
2.保険に関する手続き	P 7-8
3.年金に関する手続き	P 9-10
4.介護保険に関する手続き	P 11
5.福祉（障がい）に関する手続き	P 12-19
6.税金に関する手続き	P 20-22
7.子どもに関する手続き	P 23-24
8.上下水道に関する手続き	P 25-26
9.外国籍の方の届出に関する手続き	P 27-28
市役所以外の主な手続き	P 29
身近な人、大切な人を亡くされたとき（相談など）	P 32
相続について	P 33-40

身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (31 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (33 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (34 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (33 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (34 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

八潮市で必要な手続きについては5ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・住民基本台帳カード・印鑑登録証を持っていた	P.5
	<input type="checkbox"/>	死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行	
	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の住民票の除票の請求	P.6
	<input type="checkbox"/>	葬祭助成金の申請	
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.7
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.8
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.9
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.10
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.11
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.12
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.13
	<input type="checkbox"/>	八潮市在宅重度心身障害者手当を受給していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	
	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金に加入していた	P.15 P.16
	<input type="checkbox"/>	重度心身障害者医療費の助成を受けていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー利用券を利用していた	P.17

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	自動車燃料費利用券を利用していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	障害児通所施設を利用していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	移動支援事業を利用していた	P.19
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.20
	<input type="checkbox"/>	市民税・県民税が課税されていた	P.21
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた(所有権移転登記が済んでいない)	
	<input type="checkbox"/>	軽自動車税を課税されていた	P.22
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.23
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	こども医療費受給資格証を交付されていた	P.24
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金の徴収を猶予中であった	P.26
	<input type="checkbox"/>	水洗便所等改造資金貸付金を返済中であった	
外国籍の方の届出	<input type="checkbox"/>	外国籍の方の届出	P.27 P.28

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・住民基本台帳カード・印鑑登録証を持っていた

手続き **なし**

手続き詳細	期 限
亡くなられた方のマイナンバーカード・住民基本台帳カード・印鑑登録証は、死亡日をもって廃止となります。 ※マイナンバーカード・住民基本台帳カード・印鑑登録証の返還は必須ではありません。 ※相続手続きなどで個人番号（マイナンバー）が必要になることがあります。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	市民課 市民係 内線 210

死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行

手続き詳細	期 限
戸籍に死亡の記載がされるまでにおよそ以下の日数がかかります（土日祝日を除く）。 ・本籍地に届出をした場合→おおむね7日 ・本籍地以外に届出をした場合→おおむね14日 ※大型連休中・年末年始に届出をした場合は、上記より日数がかかります。 ※相続などの手続きは、相続人を確定するために亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍証明書（戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍）が必要となる場合があります。	なし
	手続き可能な人 配偶者および直系血族
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	市民課 戸籍係 内線 200・213

亡くなられた方の住民票の除票の請求

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方の住民票の除票は、請求者自身が利害関係人であり、自己の権利行使や義務履行のために必要な場合や、官公庁へ提出する場合などに限り請求することができます。</p> <p>また、亡くなられた方の個人番号（マイナンバー）入りの住民票は発行することができません。</p>	なし
	<p>手続き可能な人</p> <p>利害関係人 代理人に委任する場合は委任状が必要</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証など）</p> <p><input type="checkbox"/> 委任状（利害関係人からの依頼により代理人が請求する場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 利害関係と請求理由を裏付ける疎明資料</p> <p>【疎明資料の例】</p> <p>①相続手続きの場合 請求者（申請者）が相続人であることが分かる戸籍謄本など</p> <p>②死亡保険の受取の場合 請求者が受取人と記載されている保険証書など</p> <p>③未支給年金や遺族年金の請求の場合 住民票の除票の写しが必要と記載された資料や請求者（申請者）と死亡者の関係がわかる書類（戸籍謄本など）</p> <p>※相続人の本籍地が八潮市の場合は不要</p>	<p>市民課 市民係 内線 210</p>

葬祭助成金の申請

手続き 葬祭助成金の申請

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた時に八潮市に住所を有する方で、原則、葬祭を行った方に葬祭助成金(20,000円)を支給します。</p> <p>八潮市葬祭助成金支給申請書に必要事項を記入のうえ、ご提出ください。</p>	亡くなられた日から2年以内
	<p>手続き可能な人</p> <p>葬祭を行った方</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 八潮市葬祭助成金支給申請書</p>	<p>市民課 市民係 内線 210</p>

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証または資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために保険証または資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁または出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険証または資格確認書	問い合わせ先 国保年金課 内線 828

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)を支給します。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなった場合は、加入していた健康保険組合または国民健康保険から葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑・通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状または葬祭領収書)	問い合わせ先 国保年金課 内線 214

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先 国保年金課 内線 214
<input type="checkbox"/> 印鑑(相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証または資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために保険証または資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁または出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の後期高齢者医療保険証または資格確認書	問い合わせ先 国保年金課 内線 828

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、葬祭を行った方に葬祭費 (50,000円) を支給します。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなった場合は、加入していた健康保険組合または後期高齢者医療保険から葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類 (会葬礼状または葬祭領収書)	問い合わせ先 国保年金課 内線 214

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	診療月の翌月1日から2年間
必要なもの	手続き可能な人 相続人
<input type="checkbox"/> 印鑑 (相続人のもの) <input type="checkbox"/> 預金通帳など (相続人のもの)	問い合わせ先 国保年金課 内線 214

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものをご準備のうえ、必要な手続きを確認してください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	国保年金課 内線 828 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 越谷年金事務所 ☎ 048-960-1190

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものをご準備のうえ、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、ねんきんダイヤルなどへお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 越谷年金事務所 ☎ 048-960-1190

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるものをご準備のうえ、事前にお問い合わせください。	お問い合わせください。
	手続き可能な人 お問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの	各共済組合

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証が交付されていた場合は、返却または破棄してください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	長寿介護課 内線 443

手続き② 相続人代表者による申立書の提出

手続き詳細	期 限
後日、市役所より亡くなられた方の保険料の未納や還付、介護給付に関する通知などを相続人の代表者に送付する場合があります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「申立書」に必要な事項を記入し、ご提出ください。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ申立書を送付します。	約2週間以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類 法定相続人の場合：運転免許証や戸籍謄本の写しなど 指定相続人の場合：運転免許証や遺言書の写しなど <input type="checkbox"/> 印鑑（相続人代表者のもの） <input type="checkbox"/> 相続人代表者の振込口座がわかるもの	長寿介護課 内線 443

5. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合は、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、 精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	障がい福祉課 内線 453

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です（生計を同じくしていた相続人に限る）。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人（生計を同じくしていた相続人に限る）の振込口座がわかるもの	障がい福祉課 内線 473

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出（未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です（生計を同じくしていた相続人に限る）。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人（生計を同じくしていた相続人に限る）の振込口座がわかるもの	障がい福祉課 内線 473

5. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届の提出
 （未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続する場合は受給者変更の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 印鑑	障がい福祉課 内線 434

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定（減）届）の提出
 （未払い分がある場合は特別児童扶養手当未支払手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当の対象児童の場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	速やかに
	手続き可能な人 ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	障がい福祉課 内線 434

八潮市在宅重度心身障害者手当を受給していた

手続き 在宅重度心身障害者手当受給資格喪失届

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅重度心身障害者手当を受給していた場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は相続人の振込口座がわかるもの	障がい福祉課 内線 473

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	障がい福祉課 内線 429

5. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金に加入していた

【個々の事情により、必要な届出が異なるため、事前に問い合わせ先にご連絡ください】

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・障害届、年金給付請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合は、年金給付の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内（3年を経過した場合は遅延理由書が必要）
	手続き可能な人
	心身障害者扶養共済制度の年金を受給する方または年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書（原本） ※原本でない場合は、原本証明が必要	障がい福祉課 内線 434
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	
<input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票	
<input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座がわかるもの	

【年金を受給予定の方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・障害届、弔慰金給付請求書、口座振替依頼書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度に1年以上加入し、掛金を支払っていた方より先に亡くなられた場合は、弔慰金の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内（3年を経過した場合は遅延理由書が必要）
	手続き可能な人
	心身障害者扶養共済制度の加入者または年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	障がい福祉課 内線 473
<input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票	
<input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座がわかるもの	

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・障害届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が心身障害者扶養共済制度の年金を受給していた場合は、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	なし
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票	障がい福祉課 内線 473

重度心身障害者医療費の助成を受けていた

手続き 重度心身障害者医療費受給者証の返却および資格喪失届の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障害者医療費助成を受給していた場合は、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが可能です。	なし 未請求分の医療費請求手続きは、領収日から5年以内
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障害者医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 相続人の振込口座がわかるもの	障がい福祉課 内線 428

5. 福祉（障がい）に関する手続き

福祉タクシー利用券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー利用券を利用していた場合は、死亡日をもって利用できなくなります。 未使用分の福祉タクシー利用券があれば返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー利用券	障がい福祉課 内線 428

自動車燃料費利用券を利用していた

手続き 未使用分の自動車燃料費利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費利用券を利用していた場合は、死亡日をもって利用できなくなります。 未使用分の自動車燃料費利用券があれば返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の自動車燃料費利用券	障がい福祉課 内線 428

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

障害児通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更

手続き詳細	期 限
通所している児童の保護者が亡くなられた場合は、死亡日をもって通所受給者証の保護者の変更が必要となります。	速やかに
	手続き可能な人
	ご親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障がい福祉課 内線 453

手続き 通所受給者証の返却

手続き詳細	期 限
通所している児童が亡くなった場合は、死亡日をもって受給資格が喪失となります。 通所受給者証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	障がい福祉課 内線 453

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを利用していた場合は、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	障がい福祉課 内線 453

6. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、すでに届いている納税通知書にて納付をしてください。	納税通知書に記載の納付期限まで
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書	納税課 納税係 内線 207

手続き② 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。	速やかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
なし	納税課 管理係 内線 293

MEMO

6. 税金に関する手続き

市民税・県民税が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合は、納付書などの書類を受領する相続人代表者を指定する届出が必要です。	相当な期間（概ね3か月）
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類	市民税課 市民税係 内線 206・291

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合は、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく相続人代表者を指定する届出が必要です。 ※所有権移転登記が済んでいる方は、資産税課への届出は不要です。 所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局での手続きをお願いします。 ※登記をしていない家屋を所有している方は、資産税課に提出していただく書類があります。	相続が発生した年内 ※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内
	手続き可能な人
	相続人代表者となる方
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要	資産税課 内線 205
【法定相続人以外の方が相続される場合】 遺言書の写しなど	管轄の法務局 さいたま地方法務局 草加出張所 ☎ 048-936-0354 ～ 5

軽自動車税を課税されていた

手続き① 原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・オートバイの手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が、原付・軽自動車などの名義人であった場合は、名義変更や廃車の手続きが必要です。</p> <p>詳しくは、以下にお問い合わせください。</p> <p>※原付(125cc以下)・小型特殊自動車など(八潮市ナンバーのもの) 八潮市役所市民税課諸税係 ☎ 048-996-2111 (内線410・292)</p> <p>※三輪・四輪の軽自動車 軽自動車検査協会 埼玉事務所春日部支所 住所: 〒344-0036 埼玉県春日部市下大增新田115番1 ☎ 050-3816-3113</p> <p>※125ccを超えるオートバイ 春日部自動車検査登録事務所 住所: 〒344-0042 埼玉県春日部市大字増戸723番地1 ☎ 050-5540-2028</p>	なし
必要なもの	手続き可能な人
各問い合わせ先にご確認ください。	各問い合わせ先にご確認ください。
	問い合わせ先
	市民税課 諸税係 内線 410・292

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 未払い請求、受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合は、未支払いの児童手当の請求および受給者の変更の手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方など
必要なもの	問い合わせ先
【受給予定者の場合】 <input type="checkbox"/> 金融機関の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> マイナンバーがわかるもの 【お子さんの場合】 <input type="checkbox"/> お子さん名義の通帳またはキャッシュカード	子育て支援課 内線 209

児童扶養手当を受給していた

手続き 資格喪失届

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合は、死亡日の属する月の手当までが支給されます。 未払いの手当てがある場合は、別途手続きが必要です。	14日以内
	手続き可能な人 ご親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類	子育て支援課 内線 209

こども医療費受給資格証を交付されていた

手続き 受給資格証の返納、消滅届

手続き詳細	期 限
<p>こども医療費受給資格証を交付されていた児童が亡くなられた場合は、その児童の受給資格証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。</p> <p>こども医療の受給者（保護者）が亡くなられた場合は、新たな受給者（保護者）の方による新規の手続きが必要になります。</p>	なし
必要なもの	手続き可能な人
<p>【児童が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童のこども医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <p>【受給者（保護者）が亡くなった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童のこども医療費受給資格証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新たに受給者となる方の名義の口座がわかるもの <input type="checkbox"/> 児童の保険が変更になる場合は、児童の新たな医療保険の種類、内容等が確認できる書類 	<p>【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者など</p> <p>【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方など</p>
	問い合わせ先
	<p>子育て支援課 内線 209</p>

ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返納、消滅届

手続き詳細	期 限
<p>ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合は、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納してください。</p>	なし
必要なもの	手続き可能な人
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のひとり親家庭等医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 	<p>【児童が亡くなられた場合】 児童の保護者など</p> <p>【保護者が亡くなられた場合】 ご家族の方など</p>
	問い合わせ先
	<p>子育て支援課 内線 209</p>

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 名義変更または中止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合は、名義変更または中止手続きが必要となります。 ※電話にて手続き可	速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
なし	水道部経営課 内線 369

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 下水道事業受益者変更届出書の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届出書を送付します。	相続のあった日から14日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 下水道事業受益者変更届出書	下水道課 内線 262

下水道事業受益者負担金の徴収を猶予中であつた

手続き 下水道事業受益者変更届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>下水道事業受益者負担金の徴収を猶予していた受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。</p> <p>※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届出書を送付します。</p>	<p>相続のあつた日から14日以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 下水道事業受益者変更届出書	<p>相続人</p>
	問い合わせ先
	<p>下水道課 内線 262</p>

水洗便所等改造資金貸付金を返済中であつた

手続き 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
<p>水洗便所等改造資金貸付金を返済中の方（貸付金債務者）が亡くなった場合は、貸付金債務者の相続人が貸付金の返済を行うこととなりますので、手続きをお願いします。</p> <p>※下水道課窓口にて手続き</p>	<p>約2週間以内</p>
必要なもの	手続き可能な人
<p>下水道課へお問い合わせください。</p>	<p>相続人</p>
	問い合わせ先
	<p>下水道課 内線 345</p>

9. 外国籍の方の届出に関する手続き

外国籍の方の届出

【外国籍の方が亡くなられた場合】

手続き 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）を返納

手続き詳細	期 限
<p>外国籍の方が亡くなられた場合は、東京出入国在留管理局さいたま出張所に直接返納してください。郵送をご希望の場合は、以下の【郵送先】に送付してください。</p> <p>【返納先】 東京出入国在留管理局 さいたま出張所 〒338-0002 埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎1F ☎ 048-851-9671</p> <p>【郵送先】 東京出入国在留管理局 おだいば分室 〒135-0064 東京都江東区青海2-7-11 東京港湾合同庁舎9階 ☎ 03-3599-1068</p>	<p>死亡の日から14日以内</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）</p>	<p>手続き可能な人</p> <p>中長期在留者または特別永住者の親族または同居人</p> <p>問い合わせ先</p> <p>東京出入国在留管理局 さいたま出張所 ☎ 048-851-9671</p>

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	厚生年金、共済年金にご加入中の方は、お近くの年金事務所または共済組合にお問い合わせください。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
 なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内	
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	警察署
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	さいたま地方法務局 草加出張所 ☎ 048-936-0354（代表）
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約	
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>		NHK

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただきながら、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

身近な人、大切な人を亡くされたとき

身近な人、大切な人が亡くなったとき、様々な感情がおこり、こころやからだにいろいろな影響が出ることがあります。

少しでもつらいお気持ちを和らげる取り組みをご紹介します。

相談

● こころの健康相談

原則毎月第1月曜日 13:00～14:30（事前予約制）

精神科医による個別相談（30分：保健師による事前聞き取りあり）

問い合わせ：八潮市立保健センター ☎ 048-995-3381

● 保健師による随時相談

平日 8:30～17:15（予約不要）

問い合わせ：八潮市立保健センター ☎ 048-995-3381

● 自死遺族相談ダイヤル

毎週木曜日 10:00～19:00 / 毎週日曜日 10:00～17:00

問い合わせ：NPO 法人全国自死遺族総合支援センター ☎ 03-3261-4350

つどいの場

● グリーフサポート埼玉 わかちあいの会

原則毎月第4日曜日 13:30～15:00

問い合わせ：グリーフサポート埼玉 ✉ griefkoshigaya@yahoo.co.jp

● 自死遺族分かち合い・支えあいの会 おおきな木

原則毎月第3木曜日 14:00～16:00

問い合わせ：越谷市保健所こころの健康支援室 ☎ 048-963-9214

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

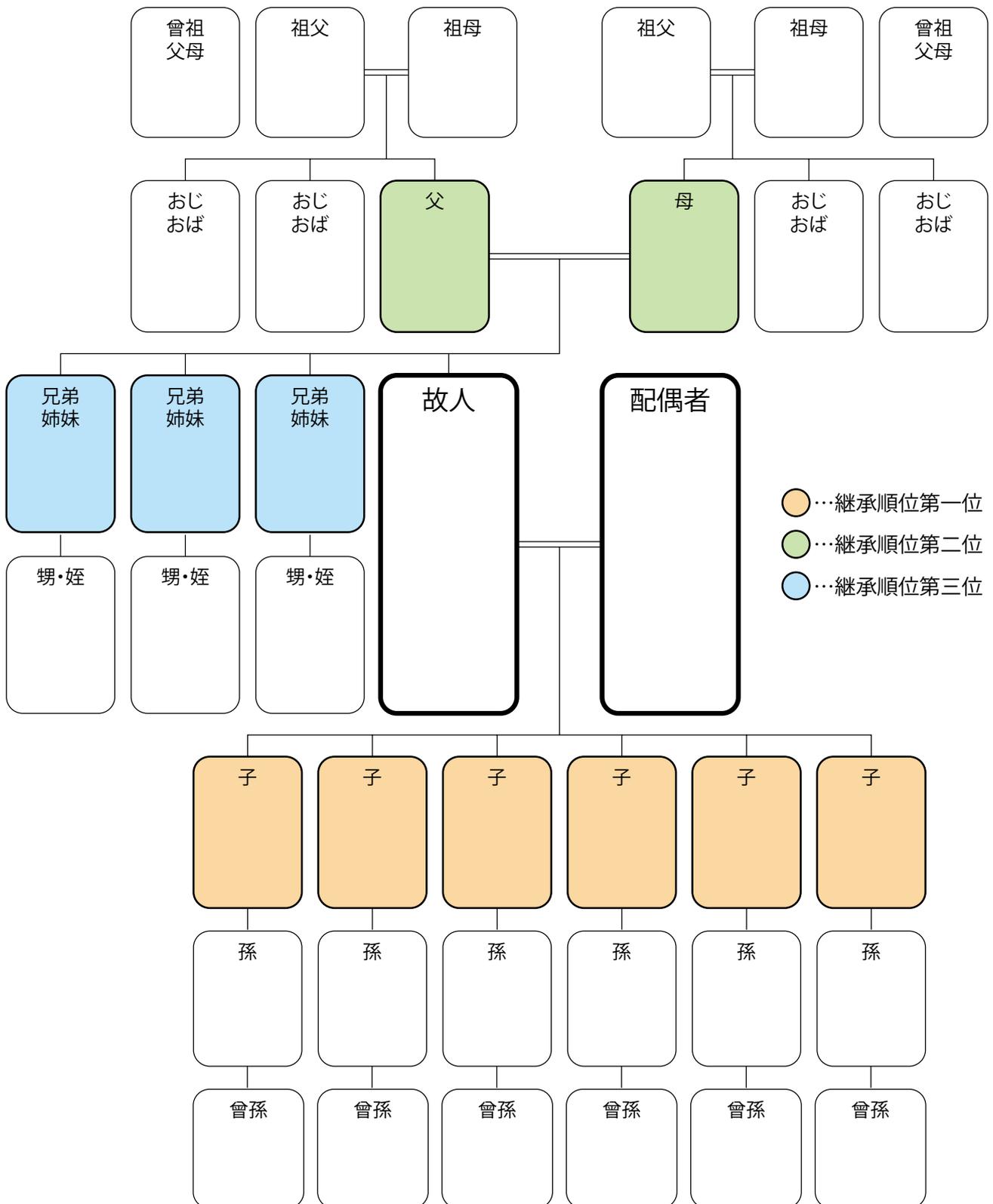
家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のホームページをご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されました

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが 大きく変わりました

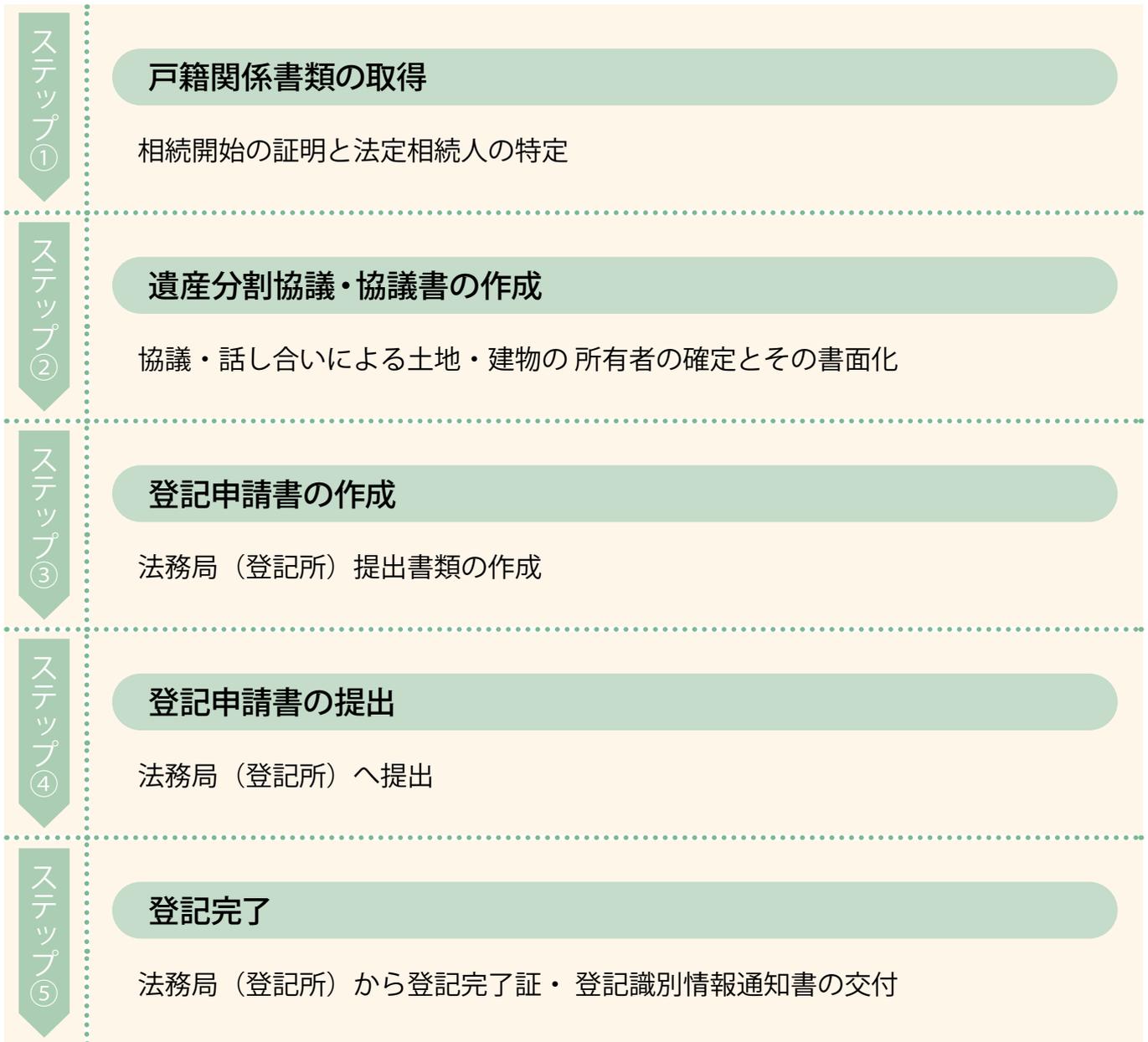


相続で**不動産取得を知った日から**
3年以内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、**
10万円以下の過料の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

MEMO

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

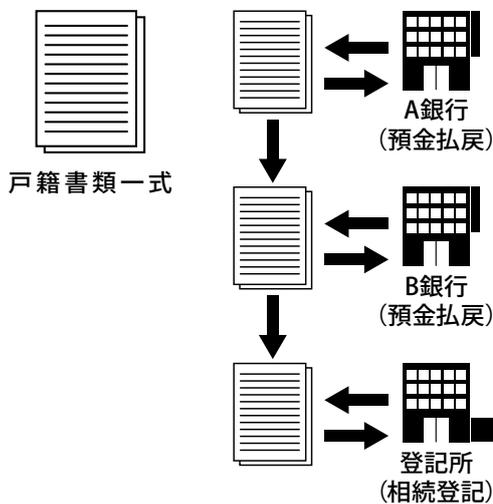
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

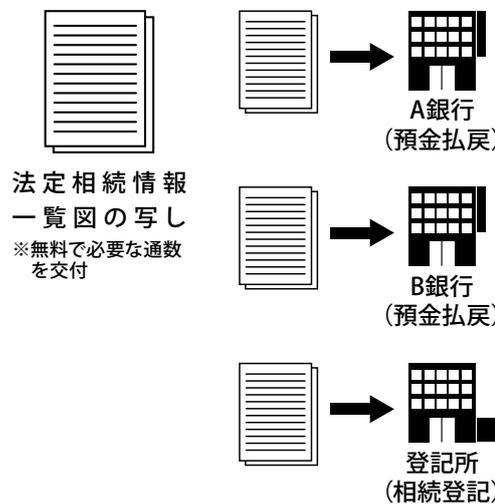
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出します。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することもできます。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

遺品整理のことなら ゼロミッションへ お任せください



手続きやお片づけだけが遺品整理
ではありません。故人を思う気持ちを
大切に、その思い出を大事にしたい。
だから、私たちがいます。

お部屋と心の整理を、
真心込めてお手伝いいたします。



遺品整理

特殊清掃

ゴミ屋敷のお片付け[※]

※一般家庭の廃棄物収集運搬は、許可事業者と提携して行っております。

終活アドバイザーによるサポートはもちろんのこと、提携の弁護士・司法書士・税理士のご紹介もいたします。
相続関係でお困りのことなど、なんでもお気軽にご相談ください。

有限会社ゼロミッション



0120-539-145

お電話受付時間
8:00~20:00

見積・相談無料 / 秘密厳守 / 迅速対応 / 女性スタッフ在籍

営業対応: 埼玉県全域・東京都23区 本社 埼玉県越谷市東越谷9-15-22 TEL048-951-0280 営業所 東京都品川区北品川3-6-13 7階

相続コンシェルジュが サポートします

まずは無料相談にて費用の見積もりをいたします

相続税の申告

相続税の試算

遺言書の作成

遺産整理・名義変更

贈与税の申告



突然訪れる様々なお悩みに
相続コンシェルジュが全力でご対応いたします

初回面談
1時間
無料

ワン
ストップ
サービス

相続登記・
各種手続きの
アドバイス

地元で
50年以上の
実務実績

ひとりで悩まずにまずはご相談ください
埼玉県内のお客さまにも、ご利用いただいております

税理士法人JPコンサルタンツ

☎047-308-5661

千葉県松戸市本町 7-10 ちばぎん松戸ビル8階

平日 9:00 ~ 17:00 (土日祝定休)



この冊子を持ってきた方限定
初回面談書籍プレゼント実施中
(著者・当法人代表税理士 佐藤)
※数量限定につき、無くなり次第、
終了させていただきます。



保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、
証券コード: 6184)のグループ企業です。

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webでの
お申し込みは
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。 ◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。

ベル少額-資料-2409-001

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元気なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック

専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します!

ご案内・ご相談からご紹介までお任せください!



0120-982-219

[受付時間]

9:00~17:30(年中無休)
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。
専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。
※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



発行 八潮市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2024年12月

